

## 第8期 雲南市農業委員会第15回総会議事録

1. 日 時 令和6年9月20日（金） 13:30～14:35

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員（11名）

4. 欠席委員（8名）

5. 事務局又は説明者

### 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第100号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第101号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第102号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第103号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第104号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第105号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第106号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 傍 聴 0名

## 8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>時間が参りましたので、皆様ご起立ください。</p> <p>一同ご礼。ご着席ください。</p>
議 長	<p>これより先は、嘉本会長職務代理には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、11名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第15回総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により11番委員、15番委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について報告並びに説明】</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長専決処分 of 報告について</li> <li>・ 合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・ 会議等の報告</li> <li>・ 会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。</p>
議 長	<p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問等が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p>
事務局	<p>それでは最初に、議第100号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、議第100号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について説明します。9ページをご覧ください。図面については別添資料の最初のページから掲載しています。</p>
事務局	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆、地目は議案書のとおりで、面積は田794㎡です。権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、申請地は20年以上耕作を行っておらず、原野化してしまった。ということです。令和6年9月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p>
事務局	<p>以上、報告いたしますので、ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(補足説明なし)</p> <p>無いようですので、議第100号についての説明を終わります。</p> <p>次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第100号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第100号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第101号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第101号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について説明します。11ページをご覧ください。図面については別添資料5ページから掲載しています。</p> <p>番号1番から3番、〇〇町〇〇、地目は田1筆、畑2筆の合計3筆で、関係者は1名、合計面積は2,525㎡です。令和6年9月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号4番から7番、〇〇町〇〇で、地目は田3筆、畑1筆で、関係者は1名、合計面積は4,623㎡です。令和6年8月28日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。今回の合計面積は田6,505㎡、畑643㎡、合計7,148㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>以上、説明といたしますので、ご審議の程をよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願ひします。</p>
議 長	<p>(補足説明なし)</p> <p>無いようですので、議第101号についての説明を終わります。</p> <p>次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第101号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(異議無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第101号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に議第102号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第102号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書13ページをご覧ください。図面資料は8ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,344㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。申請地は譲受人の親が生前に譲渡人と売買契約を結んでいましたが、所有権移転をしていなかったとのことで、今回息子さんが申請をされました。譲受人は市外在住ですが、実家の畑の管理のために頻繁に帰ってきているとのことで、申請地も実家に近いことから通作に問題はありません。申請地は現在休耕中でありしばらく耕作されていない状況です。実家にある農機具で稲作を試みるが、無理なようであれば草刈りによる管理をしていくとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は65㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。申請地は譲受人所有の畑に隣接しています。今までは譲渡人が自身で草刈り管理をしていましたが、高齢になり管理が難しくなったため、隣の畑で耕作している譲受人に譲り渡し、一緒に耕作をしてほしいとお願いされたということです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は773㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作と管理を行う。ということです。申請人らは友人関係であり、譲受人の土地が申請地に隣接していることから、譲受人が一体的に管理を行うとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は387㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は自宅から離れており耕作ができないため譲り渡す。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。申請地は譲渡人の実家に隣接する農地ですが、現在は空き家となっているため耕作されていません。譲受人の自宅と農地にも隣接しているため、荒らさないためにも譲り受け耕作を行いたいとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は462㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。申請地は譲受人の自宅近くの農地です。譲渡人が県外在住のため農地を手放したいと考えていたところ、家が近いということで譲受人がもらえることになったそうです。隣接して〇〇町〇〇 △△-△の農地がありますが、こちらは取得とともに転用をする計画がありますので、後ほど議第104号でご説明いたします。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は300㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。申請地は譲受人の田と隣接しており、地番は分かれています。現地は1枚の田になっています。今までは利用権設定を結んで耕作されていましたが、譲渡人が県外在住ということもあり、この度所有権移転をされることになりました。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第102号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。</p>
15番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
15番	<p>15番です。申請番号1番について確認したいですが、図面資料の10ページを見ますと、譲渡人は隣接してたくさん耕作地を持っておられるようです。今回、85歳で耕作が困難であるということが譲渡の理由になっていますが、この残っている農地については耕作するにも便利がいいとかそういうことでしょうか。申請地とは直接関係ない質問ですが、分かればお願いします。</p>
事務局	<p>譲渡人のその他の土地につきましては、現在は申請地と同様に耕作されていない状況です。申請地と併せてこの辺り耕作されていない状況です。かつて譲受人の父が申請地についての売買契約を結ばれ、譲り受けることにしておられたため、その契約を履行するためにこの土地だけを譲り受け、息子さんが管理と耕作をされます。周辺の譲渡人の土地については、高齢でもありますのでこのまま草刈り等による管理になると思います。</p>
15番	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので、討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第102号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第102号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第103号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、議第103号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。今月は1件の申請が出ております。議案書16ページをご覧ください。図面資料については21ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は221㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は住宅の改築により、隣接する申請地を庭及び進入路として利用したい。とのことです。始末書が提出されており、昭和60年に住宅を改築した際から庭として利用しています。本来、農地法の許可が必要であったがしていなかった。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。なお、農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。この案件は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となりますので、この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>以上、ご報告いたしますので、ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p>
11番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
11番	<p>11番です。図面資料の22ページのとおり、庭として使用されているということです。許可申請を提出することを失念されており、今回申請することになったが、大変反省されております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第103号についての説明を終わります。</p> <p>次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、討論を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>お諮りいたします。議第103号農地法第4条の規定による許可申請については、島根県農業会議設置の常設審議委員会への諮問による意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第103号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議設置の常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第104号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第104号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書18ページをご覧ください。図面資料については25ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は989㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、現在の住まいが手狭となったため、申請地を借り受け、住宅を建築したい。とのこと。始末書が提出されており、除外の認可と転用の許可を勘違いし、事前に盛土をしてしまったということです。農用地区域外で、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は農地法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆と山方の3筆で、申請面積は2,813㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を取得し、特定建築条件付売買予定地9区画を整備されます。特定建築条件付売買ですが、転用事業者が、自己の責任において土地の造成と住宅建築を一体的に行い、かつ、その土地と住宅を一体として販売する形式となります。建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領に抛りますと、許可に必要な要件が3つあります。その内容ですが、土地購入希望者は概ね3か月以内に転用事業者の指定する建築業者と建築請負契約を締結すること、もし締結されなかった場合は土地売買契約が無効になること、このことが契約書に明記されていることについては、提出された契約書案及び申請書の記載で確認いたしました。また、事業計画期間内に売れ残った区画が出た場合、転用事業者が自ら住宅を建築することについては、確約書と全ての区画に住宅を建てられるだけの資力があることを証明する、残高証明書が提出されております。以上のことから、申請に係る3要件は満たしていると判断いたしました。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は560㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け、進入路及び駐車場として整備したい。とのこと。農用地区</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 10番 議 長 10番	<p>域外で、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。なお、申請番号3番については、第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となりますので、この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>以上、説明といたしますので、ご審議の程をよろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>10番です。申請番号1番について、今回1番委員が欠席でありますので、代って報告いたします。図面資料の26ページと27ページをご覧ください。図面資料の26ページの写真の上側が白くなっていますが、この部分を土砂で埋め立てをしてしまったということです。図面資料の27ページの申請予定地ですが、周りの農地も確認しましたが、草刈り管理や保全管理で耕作はされておりました。隣接の〇〇町〇〇 △△-△は貸付人がビニールハウスを建てて野菜等を作っておられます。周りに影響があるようなことはありません。1番委員が聞き取りされたものを代読します。転用予定者は、孫の居宅を建築する目的で除外申請をしていたが、農地法の認識不足から除外申請の許可が下りた時点で宅地造成に着手してしまった。農地転用許可申請の前に造成に着手したことについてお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことがないように留意いたします。との始末書が提出されております。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第104号についての説明を終わります。</p> <p>議第104号については、議事参与に該当する案件がありますが、該当委員が本日は欠席でありますので、通常通り審議を進めます。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第104号農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに本案件のうち、申請番号1番と2番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第104号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番と2番の案件は申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>次に、本案件のうち申請番号3番は、島根県農業会議設置の常設審議委員会への諮問による意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異義無しの声あり)</p>
議 長	<p>異義なしと認めます。よって、議第104号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号3番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議設置の常設委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第105号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ、議第105号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。議案書20ページをご覧ください。今回は設定件数3件。内訳は〇〇町2件、〇〇町1件です。また、借り受け戸数は3戸となっております。なお、議案書22ページからは一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。あの時計で、14時20分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p>・・・・・・ (休憩)・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに〇〇町からお願いします。</p>
10番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
10番	<p>10番です。一括方式のもので、今回新規で設定を受けられる方ですが、経営面積も大規模に専業でやっておられる方で問題ないと判断しました。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
2番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
2番	<p>2番です。利用権設定の1番についてです。新規となっておりますが、受け手の方は以前から耕作をされており、この度新規に利用権設定されるということです。この受け手の方ですが、地域で担い手としてやっておられ、実績がありますので問題ありません。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので、討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第105号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第105号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議 長  <small>農業畜産課</small>	<p>次に、議第106号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について、を議題とします。農林振興部農業畜産課より説明を求めます。</p> <p>令和6年7月末申し出分の農用地区域の変更等について説明いたします。今回の農業振興地域整備計画の変更は、除外が10件、用途区分の変更が2件出ております。そのうち追認案件が〇〇町3件、〇〇町1件、〇〇町2件の計6件となっています。第1種農地の除外案件は〇〇町2件、〇〇町1件の計3件です。議案書の23ページ、議第106号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について説明します。配布しています変更理由書(案)をご覧ください。</p> <p>最初に〇〇町からです。変更理由書の2ページと3ページをご覧ください。除外する件数は5件、除外面積11.5aです。次に6ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇町〇〇の4筆です。除外の理由は資材置場の整備で、追認案件です。整理番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。除外の理由は宅地の拡張及び車庫の整備で、追認案件です。整理番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。除外の理由は宅地の拡張及び物置の整備で、追認案件です。整備番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。除外の理由は防火水槽の整備です。整理番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。除外の理由は宅地の拡張です。変更理由書(案)8ページの変更要件確認表ですが、この説明は省略させていただきます。別添の事業計画図についても説明は省略させていただきます。</p> <p>次に〇〇町です。変更理由書(案)10ページと11ページをご覧ください。除外の件数は1件、土地の面積は1aです。変更理由書(案)14ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。除外の理由は防火水槽の整備です。</p> <p>次に〇〇町です。変更理由書(案)18ページと19ページをご覧ください。除外の件数は2件、土地の面積は20.7aです。変更理由書(案)22ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。除外の理由は宅地の拡張で、追認案件です。整理番号2番、〇〇町〇〇の4筆です。除外の理由は洪水調整池の整備です。</p> <p>次に〇〇町です。変更理由書(案)26ページと27ページをご覧ください。除外の件数は2件、土地の面積は2.9aです。変更理由書(案)30ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。除外の理由は住宅の整備で、追認案件です。整理番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。除外の理由は宅地拡張及び車庫の整備で、追認案件です。</p> <p>除外については以上です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>次に用途変更についてです。これについては、意見聴取の対象外ですので、参考までに説明します。〇〇町と〇〇町から出ております。</p> <p>変更理由書（案）2ページと4ページをご覧ください。〇〇町1件で、面積は3.7aです。変更理由書（案）6ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。用途変更の理由は農業用倉庫の整備です。</p> <p>次に〇〇町です。変更理由書（案）10ページと12ページをご覧ください。〇〇町1件で、面積は1.9aです。変更理由書（案）14ページの変更土地調書をご覧ください。整備番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。用途変更の理由は農機具用倉庫の整備です。</p> <p>説明は以上です。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、農業畜産課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第106号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議無しの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第106号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">（14：35終了）</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_